

気象警報発表に伴う措置

1 「特別警報(全種類)」「レベル4危険警報」「暴風(暴風雪)警報」が発表された場合

①倉敷市を含む地域に発表された場合

- (ア) **午前7時**の時点で警報が発表されている場合は自宅待機とし、午前9時30分までに警報が解除されたときには、安全に配慮して登校する。
- (イ) 警報が解除されたときでも、自宅周辺の状況によってはそのまま待機する。
- (ウ) **午前9時30分**の時点で警報が継続している場合は、休校とする。
- (エ) 定期考査期間中は、午前7時の時点で警報が発表されている場合は休校とする。
なお、当日の考査は考査最終日の翌授業日に実施し、他日分は予定通りとする。

②倉敷市が含まれない地域に発表された場合

- (ア) 自宅のある地域に**午前7時**の時点で警報が発表されている場合は自宅待機とし、午前9時30分までに警報が解除されたときには、安全に配慮して登校する。
- (イ) 警報が解除されたときでも、自宅周辺の状況によってはそのまま待機する。
- (ウ) **午前9時30分**の時点で警報が継続している場合はそのまま待機する。

※「特別警報(全種類)」「レベル4危険警報」「暴風(暴風雪)警報」の発表がない場合でも、自宅周辺の状況が危険である、又は登下校の安全が確保できない旨の申告が保護者からあった場合は自宅待機を認め、公欠とする。

2 休日・長期休業中等に「特別警報(全種類)」「レベル4危険警報」「暴風(暴風雪)警報」が発表された場合

警報発表中は登校禁止とし、部活動等も活動中止とする。活動の再開については各部の顧問の指示に従うこと。